

令和4年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表

都道府県名:山梨県

農業委員会名:甲州市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和4年4月1日現在)

※「I 農業委員会の現況」については、別紙様式1の内容を転記

1 農業委員会の現在の体制

任命・委嘱年月日 令和3年2月1日

任期満了年月日 令和6年1月31日

	農業委員	
	定数	実数
農業委員数	19	19
認定農業者	—	18
認定農業者に準ずる者	—	1
女性	—	1
40代以下	—	0
中立委員	—	1

	定数	実数	担当区域数
農地利用最適化推進委員	19	19	31

2 農家・農地等の概要

	経営体数
総農家数	2,295
農業経営体数	2,011

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	農業者数(人)
基幹的農業従事者数	3,169
女性	1,452
40代以下	2

※ 直近の「農林業センサス」又は「農業構造動態調査」に基づいて記入

	経営体数(経営体)
認定農業者	278
基本構想水準到達者	255
認定新規就農者	8
農業参入法人	42
集落営農経営	0
特定農業団体	
集落営農組織	

※農業委員会調べ

単位:ha

	田	畑	畑			計
			普通畑	樹園地	牧草畑	
耕地面積	20	1,960	0	0	0	1,980

※ 直近の「耕地及び作付面積統計」に基づいて記入

II 最適化活動の実施状況

【農業委員会の実績及び点検・評価結果】

※ 「現状及び課題」及び「目標」については、別紙様式1の内容を転記

1 最適化活動の成果目標

(1) 農地の集積

①現状及び課題

現状	管内の農地面積(A)	これまでの集積面積(B)	集積率(B)/(A)
	1,980 ha	570 ha	28.8 %
課題	農地は代々受け継いできた財産との固定観念があつて払拭することができず、第三者等への集積が進みにくい。また、未相続等を理由に亡くなった人の名義のままの土地もあり、解消を進めることが困難な状況にある。		

※1 農地面積は、直近の「耕地及び作付面積統計」における耕地面積を記入

※2 「農地の集積」は、経営局長通知の別表1に掲げる者への農地の集積をいう

※3 「集積面積」は、局長通知別表1に掲げる者へ集積された農地の面積をいう(以下同じ。)

②目標

農地の集積の目標年度	令和5年度	集積率	%
今年度の新規集積面積	171 ha	農地面積(C)	1,980 ha
今年度末の集積面積(累計)(D)	741 ha	(目標)今年度末の集積率 (E)=(D)/(C)	37.0 %

※ 農地の集積の目標年度及び農地集積率には、設定した目標の根拠とした目標の目標年度及び当該目標年度における農地集積率を記入

③実績

今年度の新規集積面積	293 ha	農地面積(F)	1,980 ha
今年度末の集積面積(累計)(G)	911 ha	今年度末の集積率 (H)=(G)/(F)	46.0 %
目標に対する達成状況(H)/(E)	123.0 %		

農業委員会の点検結果	耕作放棄地を発生させないためには、未然の対策を取る必要があり、特に後継者等が不在の場合は、農地を耕作できる状態で第三者等に引き継ぐことが重要になる。農地の保全に向け、効率的な農地利用を図る必要がある。
------------	--

※1 今年度の新規集積面積は、当該年中の集積面積(フロー)を記入

※2 今年度末の集積面積(累計)は、年度末時点の集積面積(ストック)を記入

(2) 遊休農地の発生防止・解消

①現状及び課題

現状	直近の利用状況調査により判明した遊休農地の状況		
	1号遊休農地面積	うち緑区分の遊休農地面積	うち黄区分の遊休農地面積
	41 ha	0 ha	41.0 ha
農業者にとって中山間地域での作業負担は大きく、塩山地区北部の山際を中心に遊休農地が増進している。緑区分の遊休農地については、新たに発生させないことを目標とする。			

②目標

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積	0.0 ha
緑区分の遊休農地の解消目標面積(C)	0.0 ha

※ 緑区分の遊休農地の解消目標は、令和3年度の利用状況調査における緑区分の遊休農地面積の5分の1の面積を記入

b 黄区分の遊休農地の解消

令和3年度の利用状況調査における黄区分の遊休農地	41.0	ha
黄区分の遊休農地の解消のための工程表の策定方針	基盤整備が必要な農地については、既存計画との整合性、耕作する者の意向を十分考慮するなか、関係課と連携し、令和4年度中に基盤整備計画を7立てていく。また、丘陵地については、ワイナリーの自社畑としての活用を図り、醸造用ブドウ栽培の拠点化を段階的に進める。	

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消目標面積	0.0	ha
---------------------------	-----	----

③実績

ア 既存遊休農地の解消

a 緑区分の遊休農地の解消

今年度の緑区分の遊休農地の解消実績面積(D)	0.0	ha
今年度の目標に対する達成状況(D)/(C)	100.0	%

b 黄区分の遊休農地の解消

黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表の策定状況	策定しなかった。
-------------------------	----------

イ 新規発生遊休農地の解消

前年度に新規発生した緑区分の遊休農地の解消実績面積		ha
---------------------------	--	----

④その他

農地の利用状況調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和4年9月・10月		令和4年11月・12月	
	1号遊休農地の面積	61.0 ha	うち緑区分の遊休農地	0.0 ha
			うち黄区分の遊休農地	61.0 ha
農地の利用意向調査	調査実施時期		調査結果取りまとめ時期	
	令和4年12月		令和5年1月	

農業委員会の点検結果	前年度から約20ha増大してしまった。その多くは中山間地域であるが、作業効率の悪さ、生産力の低さが主因として考えられ、結果、第三者等への利用権が設定されず、遊休化を増進させてしまった。未然防止策として利用権設定を徹底する必要がある。
------------	--

(3)新規参入の促進

①現状及び課題

現状	令和元年度新規参入者	令和2年度新規参入者	令和3年度新規参入者
	6 経営体 5.0 ha	2 経営体 2.0 ha	3 経営体 1.0 ha
課題	ブドウ、特にシャインマスカットの市場価値の高まりを受け、ブドウ農業への参入は増加傾向にある。一方、主要品目である桃、スモモ、桜桃は、温暖化に伴う気候変動等の影響から新規参入者は低調傾向にある。果樹産地として品目の均衡が図られるか危惧される。		

※ 現状欄は、直近3年度の新規参入した経営体数と当該経営体に集積した農地面積を記入

②目標

権利移動面積	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平均
	55 ha	59 ha	51 ha	55 ha
新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表する農地の面積(A)	5.5 ha			

※1 過去3年間の権利移動面積は、農地法(昭和27年法律第229号)第3条第1項に基づく許可及び農業経営基盤強化促進法第19条に基づき公告された農用地利用集積計画による権利移動面積(有償所有権移転(所有権に基づいて耕作の事業に供していたものに限る。))及び賃借権の設定並びに利用権の設定に限る。)を記入

※2 目標面積は、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上を記入

③実績

新規参入者への貸付等について農地所有者の同意を得た上で公表した農地の面積(B)		0.0	ha
公表URL		(その他の公表方法)	
目標に対する達成状況(B)/(A)		0.0	%
(参考)新規参入者の参入状況		参入経営体数	経営体
		取得農地面積	ha

農業委員会の点検結果	特に成園農地は情報提供される前に受け手が決定している事が多く、必要な情報が地域から上がってこない。地域間において、情報収集を強化する必要がある。
------------	--

※ 参入経営体数は、農地を取得して新たに農業に参入した経営体数を記入

2 最適化活動の活動目標

(1) 推進委員等が最適化活動を行う日数目標

1人当たりの活動日数	6	日/月	最適化活動を行う農業委員の人数	18	人
			農地利用最適化推進委員の人数	19	人

(2) 活動強化月間の設定

①目標

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の内容
11月～1月	①	後継者の居ない高齢農業者へ戸別訪問を実施し、農地を耕作できる状態で新たな担い手に継承できるよう促進する。

※1 取組項目欄は、①農地の集積、②遊休農地の発生防止・解消、③新規参入の促進のいずれかを記入

※2 強化月間の内容欄は、活動強化月間の具体的な取組の内容を記入

②実績

活動強化月間の設定回数	3	回
-------------	---	---

取組時期	取組項目	強化月間の結果
4月～3月	①	多くの委員が戸別訪問を実施し、今後の意向確認を行ったが、具体的な方向は示されなかった。

※ 強化月間の結果欄は、強化月間中に行った具体的な取組の内容とその結果生じた効果等の内容を記入

(3)新規参入相談会への参加

①目標

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	12月	相談会名	峡東地域就農相談会
参加者数	4名	開催場所	東山梨合同庁舎会議室
相談会の内容	就農希望者を対象に、就農形態に応じた情報提供及び農業研修の紹介を行い、就農定着につなげていく。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加する相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加する新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加する場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する

②実績

新規参入相談会への参加回数	1 回
---------------	-----

開催時期	12月	相談会名	峡東地域就農相談会
参加者数	3名	開催場所	東山梨合同庁舎会議室
相談会の内容	農業委員会の立場として、農地確保の観点から情報提供を行った。		
開催時期		相談会名	
参加者数		開催場所	
相談会の内容			

※1 新規参入相談会への参加回数欄は、推進委員等が1名以上参加した相談会の数を記入
(参加者数によらず、1名以上が参加した新規参入相談会ごとに1回とする)

※2 複数の新規参入相談会に参加した場合は、適宜、開催時期以下の欄を追加する(評価点欄は追加しない)

目標の達成状況の評語

目標に対して期待どおりの結果が得られた

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語を記入

【推進委員等の点検・評価結果】

評語	推進委員等の人数
目標に対し期待を大幅に上回る結果が得られた	
目標に対し期待を上回る結果が得られた	1
目標に対して期待どおりの結果が得られた	1
目標に対して期待を(やや)下回る結果となった	35

※ 別表に基づいて成果目標及び活動目標の各目標の達成状況に対する評語ごとの該当する推進委員等の人数を記入

Ⅲ 事務の実施状況

都道府県名： 山梨県
 農業委員会名： 甲州市農業委員会

1 総会、部会の開催実績

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備考(定例開催以外の理由)
総会	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	

※ 総会又は部会の月ごとの開催回数を記入

2 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数		82 件	うち許可	82 件		
処理期間	実施状況	標準処理期間	申請書受理から	20 日	処理期間(平均)	18 日
	総会開催日の公表	公表している	していない	申請書締切日の公表	公表している	していない

3 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

権限移譲の状況 (当てはまるものに○)	・農地法第4条第1項の規定に基づく指定市町村に指定					
	・地方自治法第252条の17の2第1項に基づき市町村長へ事務委任					
	・地方自治法第180条の2に基づき市町村長から農業委員会へ事務委任					
1年間の処理件数		56 件	うち許可相当	56 件	うち不許可相当	0 件
処理期間		標準処理期間	申請書受理から	20 日	処理期間(平均)	18 日

4 違反転用への対応

現 状	管内の農地面積	1,980 ha	年度末時点の違反転用面積	0.41 ha
違反転用解消のために 実施した活動内容	違反転用への是正指導、追認申請への誘導			
実 績	違反転用解消面積	0.41 ha		

※1 管内の農地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 違反転用面積は、管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定に違反して転用されている農地の面積を記入

※3 活動内容は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等について具体的に記入